

## 令和5年度 補助金等ヒアリングシート

基本情報					
番号	10	課・係名	農政課 振興係	補助開始年度	平成27年度
補助金等の名称	印西農産物地産地消推進事業補助金				
交付要綱等の名称	印西農産物地産地消推進事業補助金交付要綱				
	終了年限の有無 (有(令和8年度廃止予定))				
要綱に規定する 交付対象	農業協同組合、農業法人、生産者3戸以上を含む組織団体、農産物直売所				
根拠となる 市の計画等名	印西市第3次実施計画(農林業を通じた地域振興)				
補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記)	1. 国補助 2. 県補助 3. 単独 4. 市単独上乗せ				

団体に補助 している場合記入 ⇒ ※個人に補助して いる場合は不要	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)	設立年月日	構成人数
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無(無)		

決算の状況	※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。
-------	---------------------------------------

		令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額	
歳入	市補助金	242,193	557,329	800,000	
	内訳	国庫補助金			
		県補助金			
		その他			
		一般財源	242,193	557,329	800,000
	会費				
	事業収入				
	その他	358,244	872,660	1,200,000	
	合計	600,437	1,429,989	2,000,000	
歳出	人件費				
	事務費				
	事業費	600,437	1,429,989	2,000,000	
	その他				
	合計	600,437	1,429,989	2,000,000	
翌年度繰越金					

**近隣市の状況**

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	なし	
佐倉市	<b>佐倉市地域資源支援事業</b> <b>①地域資源創出支援事業 補助対象経費の1/2以内</b> 新たな農産物や新たな品種を試験栽培する経費、地域の農畜産物を活用した新商品生産に要する経費及び販売促進用資材、商談会実施等に要する経費 <b>②6次産業整備促進事業 補助対象経費の1/2以内</b> 農畜産物等の加工・販売等に必要となる機械・施設等の設備の整備等に要する経費	①20万円 ②200万円
四街道市	なし	
八街市	なし	
富里市	特産品であるスイカ栽培への奨励金の交付 <b>10アールを超える部分につき、</b> <b>1アール当たり1,000円</b> （別途、前年と比較しての栽培面積増による加算額あり）	上限設定なし
白井市	なし	

**担当課としての該当の補助事業への評価**

↓該当するものに○

経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	○
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適当ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	

補助の状況	
※補助金等について、できるだけ具体的に記入してください。	
分類	質問事項
目的 必要性	①補助事業の目的について記入してください。
	市内農産物の加工及び販売を行う事業者を支援することで、市内における地産地消を推進するとともに印西産農産物をPRすることにより、園芸産地の活性化を図る。
必要性	②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。
	近年の実績を加味し、100万円から80万円へ減額。 (加工機械等の整備への補助 800,000円×1/2=400,000円、販売促進に係る資材費等に対する補助 1,200,000円×1/3=400,000円)
必要性	③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。
	【令和4年度】557,329円 4件(焼き栗機、ピクルス・パテのパッケージ、梨販売用箱、トマト販売用箱) 【令和3年度】242,193円 3件(ミキサー2件、梨販売用箱) 【令和2年度】951,387円 5件(梨販売用手提げ袋、のぼり旗、梨販売用箱、直売所看板、イチゴ販売用箱) 【令和元年度】65,999円 1件(農産物販売用のバックシート)
公益性	④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。
	公益性のある分野(プルダウン)   産業や観光の発展に寄与するもの 当該事業により市内農産物の消費を拡大し、地産地消の推進、印西産農産物のPR等、農業や食に親しむ機会の拡大が図られている。
公益性	⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。(市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。)
	加工機械整備費及び販売促進資材に対する支援を行うことによって、新たな加工品などの開発、地産地消の推進及び印西産農産物のPRとともに消費拡大を図る。
将来性	⑥今後の補助事業についてより効果を高める(行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも)ために検討していることがあれば記入してください。
	事業者及び消費者を含めた、地産地消の推進及び新たな加工品などに取り組む、事業者への支援。
将来性	⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。
将来性	⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。
	補助対象者について、「印西市税を滞納していない者」の要件を追加。 当該事業にて整備等したものについて適正に使用していない場合の補助金の返還を追加した。
その他	⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。
	新たな加工品などに取り組む、6次産業化の推進。
今後の方向性	1. 拡大して継続    2. 現状維持で継続    3. 縮小して継続    4. 整理統合    5. 廃止
方向性についての理由	当事業の活用により、新たな加工品などの商品化、地産地消の推進、印西産農産物のPR等、市内農産物の消費の拡大が図られるため、現状維持で継続していく。

印西農産物地産地消推進事業補助金要綱（令和5年4月1日告示第92号）

最終改正:

改正内容:令和5年4月1日告示第92号 [令和5年4月1日]

○印西農産物地産地消推進事業補助金要綱

令和5年4月1日告示第92号

印西農産物地産地消推進事業補助金要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内農産物の地産地消を推進し、園芸産地の活性化を図るため、市内農産物の加工及び販売を行う事業者に対し、予算の範囲内において交付する印西農産物地産地消推進事業補助金について、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、以下に該当するものであって、本店又は主たる事業所を市内に有するものとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業法人（農事組合法人等）
- (3) 生産者3戸以上を含む組織団体
- (4) 農産物直売所
- (5) 印西市税を滞納していない者
- (6) 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号の暴力団員等でない者

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種類、経費、及びこれらに対する補助率等は別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農産物地産地消推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算（決算）書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請が適当であると認めるときは、農産物地産地消推進事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着工等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後に着工するものとし、交付決定の日が属する年度内に事業を完了しなければならない。

（事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業の内容を変更しようとするとき、中止又は廃止しようとするときは、農産物地産地消推進事業補助金（変更・中止・廃止）申請書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書（別記第6号様式）
- (2) 収支予算（決算）書（別記第3号様式）

2 市長は、前項に規定する申請を承認したときは、農産物地産地消推進事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、農産物地産地消推進事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算（決算）書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、補助事業等の実績報告を受けた場合においては、提出された書類等の審査及び納品確認等により、補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを判断し、適合すると認めた場合は、当該補助金の交付額を確定し、農産物地産地消推進事業補助金確定通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、農産物地産地消推進事業補助金交付請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、内容を審査し、適当であると認められた時は、速やかに補助金を交付するものとする。

(用途の制限等)

第12条 補助事業者は、当該補助事業において整備等したものについて、適正に使用しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定に違反した補助事業者に、補助金の返還を求めることができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

## 別表(第3条)

事業の種類	経費	補助率等
農産物加工促進事業	市内における市内農産物の加工に要する加工機械等の整備等に係る費用	補助対象経費の2分の1以内の額
農産物販売促進事業	市内における市内農産物の販売促進に係る資材費・版代	補助対象経費の3分の1以内の額

## 印西農産物地産地消推進事業補助金交付申請書

(あて先) 印西市長

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西農産物地産地消推進事業補助金の交付を受けたいので、印西農産物地産地消推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
所要経費総額	円
種類	
申請者の同意	私は、交付審査に対する審査のため、市に納付すべき市税等の納付状況について確認されることを承諾します。 (自署) 氏名
算出方法	

## 事業計画(実績)書

事業目的	
事業内容	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業費	円
添付書類	デザイン図等、見積書の写し、その他
備考	

※事業実績の場合、添付書類については、当初から変更のあった書類のみ提出すること。

## 収支予算(決算)書

## 1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	(決算額)	比較		備考
			増	減	
市補助金					
自己資金					
合計					

## 2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	(決算額)	比較		備考
			増	減	
合計					

## 農産物地産地消推進事業補助金交付決定通知書

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市長

印

年 月 日付けで申請のあった印西農産物地産地消推進事業補助金の交付について次のとおり決定したので、印西地産地消推進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

経費所要総額のうち 補助対象となる経費		円
交付決定額		円
交付予定時期		
種類		
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には市長の承認を受けること。</li> <li>2 補助事業の内容の変更をする場合には市長の承認を受けること。</li> <li>3 補助事業を中止又は廃止する場合には市長の承認を受けること。</li> <li>4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には市長に報告し指示を受けること。</li> <li>5 補助金の交付目的以外に使用した場合は経費</li> </ol>	

② 補助金の交付目的等に反した場合は、補助金が補助金に満たない場合には補助金の全部又は一部を返還させること。

## 農産物地産地消推進事業補助金（変更・中止・廃止）申請書

（あて先）印西市長

住所

申請者 氏名

連絡先

印西農産物地産地消推進事業補助金について、次のとおり変更・中止・廃止したいので、  
印西農産物地産地消推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
変更申請額			
既申請額			
種類			
理由			

## 事業変更計画書

事業目的	
事業内容	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業費	円
添付書類	デザイン図等、見積書の写し、その他
備考	

## 農産物地産地消推進事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市長



年 月 日付け 第 号で通知した補助金等の交付の決定を次のとおり変更したので、印西農産物地産地消推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

変更の内容	経費所要総額のうち補助対象となる経費	(変更後)	円
		(変更前)	円
		(増減額)	円
	交付決定額	(変更後)	円
		(変更前)	円
		(増減額)	円
	交付予定時期		
	交付条件		
	種類		
備考			

--	--

第8号様式(第8条)

農産物地産地消推進事業補助金実績報告書

(あて先) 印西市長

住所  
申請者 氏名

連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった印西農産物地産地消推進事業補助金について、印西農産物地産地消推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、実施状況を次のとおり報告します。

事業内容	
交付決定額	円
事業費	円
種類	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の状況	
備考	

第 号  
年 月 日

農産物地産地消推進事業補助金確定通知書

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市長



年 月 日付けで実績報告のあった印西農産物地産地消推進事業補助金の交付について次のとおり補助金の額を確定したので、印西農産物地産地消推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
種類			
交付確定額		円	

農産物地産地消推進事業補助金交付請求書

(あて先) 印西市長

住所  
申請者 氏名

印

連絡先

印西農産物地産地消推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
交付決定額		金	円
交付確定額		金	円
請求額		金	円
添付書類		1 補助金等確定通知書の写し 2 その他 ( )	
振込み先希望金融機関		金融機関名	
		口座番号等	
		口座名義人	-----